経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字野々畑ヶ谷	815-7	2069-ア-11	山林	0.0512	0.1	スギ・ヒノキ	63	公告日から	10年 令和16年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町坂下字大滝	694-1	2114-ア-2・3	山林	0.3832	2.44	スギ・ヒノキ	49						
3	亀山市関町坂下字野々谷	698-1		山林	0.7938									
4	亀山市関町坂下字古町	567	2118-ア-18	山林	0.0231	0.06	スギ	60						
5	亀山市関町坂下字古町	568		山林	0.0042									
6	亀山市関町坂下字大広	269-1	2120-ア-38-2	山林	0.0760	0.14	スギ・ヒノキ	21						
7	亀山市関町坂下字大広	269-2		山林	0.0099									
8	亀山市関町沓掛字唐谷	170-8	2121-ア-28	山林	0.2741	0.14	スギ	68						
9	亀山市関町市瀬字古田	221-2	2123-ア-50・51	山林	0.1020	0.22	スギ・ヒノキ	63						
10	亀山市関町市瀬字古田	221-4		山林	0.1080									
			以下余白											

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字冨塚	622-2	2065-ア-21	山林	1.0909	1.82	スギ・ヒノキ	66	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-3	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字上野	574-1	2065-ア-59・60	保安林	0.3966	0.54	スギ・ヒノキ	61	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
				以下余白								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　　5-4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字上野	574-3	2065-ア-56～58	保安林	0.6347	1.26	スギ・ヒノキ	74	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-5	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字上野	573-1	2065-ア-61・62	保安林	0.5465	1.12	スギ・ヒノキ	46	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬字上野	573-4		保安林	0.000094									

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字西沖	292	2067-ア-19・20	山林	0.1269	0.99	スギ・ヒノキ	74	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬字西沖	295		山林	0.0079									
3	亀山市関町市瀬字西沖	296-2		山林	0.0527									
4	亀山市関町市瀬字口洗場	165-1	2121-ア-32～34	山林	0.1847	1.36	スギ・ヒノキ	55						
5	亀山市関町沓掛字字東焼地蔵	96-1	2122-ア-29・30	山林	0.8543	0.74	ヒノキ	118						
6	亀山市関町市瀬字古田	179-1	2123-ア-60・61	山林	1.1703	1.75	スギ・ヒノキ	63						
				以下余白										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-7	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字芝鼻	56-2	2122-ア-56	山林	0.2030	0.82	ヒノキ	107	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町沓掛字芝鼻	60-1	2122-ア-55	山林	0.1479			60						
				以下余白										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-8	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字東焼地蔵	106-2	2122-ア-24	山林	0.0159	0.02	ヒノキ	59	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-9	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字東焼地蔵	100-1	2122-ア-26	山林	0.0157	0.05	ヒノキ	39	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字古田	176-3	2123-ア-64	山林	0.2933	0.32	ヒノキ	88	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　　5-11	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字古田	221-3	2123-ア-46・47	山林	0.1052	0.19	スギ・ヒノキ	62	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬字古田	221-5		山林	0.1114									

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-12	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字古田	221-1	2123-ア-52	山林	0.1203	0.16	ヒノキ	98	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-13	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字上新田	132-2	2124-ア-12	山林	0.6148	2.42	スギ・ヒノキ	60	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
					以下余白									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-14	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字冨塚	577	2065-ア-48	保安林	0.1071	0.26	ヒノキ	58	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積(ha)		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	亀山市関町市瀬字冨塚	577	2065-ア-48	保安林	0.1071	0.26	ヒノキ	58					

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)　　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　　住　所

氏　名

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-15	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町坂下字瓜畑	792-2	2112-ア-19.20	保安林	0.1487	0.42	スギ	70	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町坂下字瓜畑	792-8	2112-ア-29	保安林	0.1017	0.09	ヒノキ	51						
3	亀山市関町坂下字兵治尾	626-1	2117-ア-8.9	山林	2.2314	3.08	ヒノキ	98						
4	亀山市関町坂下字兵治尾	626-2		山林	0.8985									
5	亀山市関町坂下字兵治尾	628		山林	0.0442									
6	亀山市関町坂下字兵治尾	630-4		山林	0.0606									
7	亀山市関町坂下字兵治尾	630-5	2117-ア-2	山林	0.0194	0.03	ヒノキ	64						
8	亀山市関町坂下字河原ヶ原	193	2120-ア-52.53	山林	0.0264	0.22	スギ・ヒノキ	88						
9	亀山市関町坂下字河原ヶ原	198		山林	0.0363									
10	亀山市関町坂下字河原ヶ原	199-1		山林	0.0834									
11	亀山市関町坂下字古町	536-2	2118-ア-34.35	山林	0.0774	0.27	ヒノキ	61						
					以下余白									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-16	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町坂下字濕谷	739-9	2112-ア-67-2.70-2	山林	0.2835	0.92	スギ・ヒノキ	93	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町坂下字濕谷	739-1		山林	1.1783									
3	亀山市関町坂下字濕谷	740-1		山林	0.3115									

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-17	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字冨塚	643	2065-ア-34・35	山林	0.228	1.28	スギ・ヒノキ	73	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬字冨塚	644		山林	0.192									
3	亀山市関町市瀬字冨塚	644-1		山林	0.5157									
4	亀山市関町市瀬字冨塚	622-1	2065-ア-18	山林	0.2380	1.37	スギ	84						
5	亀山市関町市瀬字冨塚	624		山林	0.3570									
6	亀山市関町市瀬字冨塚	621-3	2065-ア-26	山林	0.8052	1.27	スギ・ヒノキ	70						
7	亀山市関町市瀬字冨塚	621-4		山林	0.2598									
					以下余白									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-18	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字樋尻谷	206	2110-ア-58	山林	0.2647	0.32	スギ・ヒノキ	61	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町沓掛字桜谷	302	2110-ア-18	山林	0.8429	2.35	ヒノキ	65						

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-19	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字冨塚	622-3	2065-ア-22・23	山林	0.2644	2.22	スギ	76	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬字冨塚	622-4		山林	0.357									
3	亀山市関町市瀬字冨塚	622-5		山林	0.7041									

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-20	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町坂下字筒露谷	179-1	2120-ア-64・65	山林	0.5404	1.46	スギ	59	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町坂下字河原ヶ谷	188	2120-ア-51	山林	0.0251	0.18	ヒノキ	71						
3	亀山市関町沓掛字唐谷	170-2	2121-ア-27	山林	1.0181	1.12	ヒノキ	93						
				以下余白										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-21	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字唐谷	166	2121-ア-17～22	山林	1.1933	5.78	スギ	103	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町沓掛字唐谷	170		山林	0.2519									
3	亀山市関町沓掛字唐谷	170-1		山林	2.9078									
4	亀山市関町沓掛字唐谷	170-5		山林	0.4859									
5	亀山市関町沓掛字唐谷	170-6		山林	0.2644									
6	関町沓掛字口洗場	141	2121-ア-60～63	山林	2.1619	4.43	スギ・ヒノキ	98						
			以下余白											

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　　5-22	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字東焼地蔵	97-1	2122-ア-27	山林	0.0554	0.29	ヒノキ	69	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　　5-23	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字芝鼻	54	2122-ア-59・60	保安林	0.4760	0.95	ヒノキ	70	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-24	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字芝鼻	87-1	2122-ア-37	山林	0.0527	0.23	ヒノキ	65	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-25	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字西焼地蔵	263-1	2110-ア-43	山林	0.1015	0.19	スギ・ヒノキ	84	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-26	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字桜谷	306-4	2109-ア-54	山林	0.1239	1.72	ヒノキ	67	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町沓掛字村の西	469	2109-ア-71	山林	0.0056	0.01	ヒノキ	45						

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-27	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町坂下字火打谷	168-1	2121-ア-10.11	山林	0.1675	1.09	ヒノキ	108	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町坂下字火打谷	168-2		山林	0.0113									
3	亀山市関町坂下字火打谷	169-1		山林	0.9303									
4	亀山市関町坂下字火打谷	169-2		山林	0.8306									
5	亀山市関町坂下字河原ヶ谷	195-1		山林	0.2299									
6	亀山市関町坂下字河原ヶ谷	195-2		山林	0.1753									
7	亀山市関町坂下字河原ヶ谷	195-3		山林	0.4242									
8	亀山市関町沓掛字東焼地蔵	90-1	2122-ア-28	山林	0.0333	0.6	ヒノキ	60						
			以下余白											

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-28	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字古田	199-5	2067-ア-54	山林	0.1024	0.11	スギ	82	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬西沖	299	2067-ア-5・5-1・9	山林	0.0066	0.35	スギ	73						
3	亀山市関町市瀬西沖	300		山林	0.0614									
4	亀山市関町市瀬西沖	301		山林	0.0079									
5	亀山市関町市瀬字古田	140	2123-ア-70～72・74～76	山林	0.1137	1.57	スギ・ヒノキ	70						
6	亀山市関町市瀬字古田	141		山林	0.2535									
7	亀山市関町市瀬字古田	142		山林	0.0776									
8	亀山市関町市瀬字古田	144		山林	0.0912									
9	亀山市関町市瀬字古田	145		山林	0.4694									
10	亀山市関町市瀬字古田	147		山林	0.0079									
11	亀山市関町市瀬字古田	148		山林	0.2697									
12	亀山市関町市瀬字古田	149		山林	0.1709									
13	亀山市関町市瀬字古田	152-1		山林	0.1754									
14	亀山市関町市瀬字古田	153		山林	0.1242									
15	亀山市関町市瀬字古田	154		山林	0.1236									
16	亀山市関町市瀬字古田	155		山林	0.1200									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-29	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字冨塚	625	2065-ア-30・32	山林	0.3834	0.73	スギ・ヒノキ	63	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬字冨塚	645		山林	0.1269									
3	亀山市関町市瀬字冨塚	648		山林	0.0132									

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-30	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字古田	202	2067-ア-59・60	山林	0.0793	0.07	ヒノキ	70	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-31	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字野々谷	735	2068-ア-34～41,44～46	山林	0.7933	5.34	スギ・ヒノキ	83	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬字野々谷	735-1		山林	1.9834									
3	亀山市関町市瀬字野々谷	735-3		保安林	1.9834									
4	亀山市関町市瀬字野々谷	735-6		山林	0.3926									
5	亀山市関町沓掛字西焼地蔵	258-1	2110-ア-50	山林	0.1259	0.13	スギ・ヒノキ	43						
6	亀山市関町沓掛字西焼地蔵	289-1	2110-ア-38・42	山林	0.3257	0.85	ヒノキ	80						
7	亀山市関町市瀬字古田	150	2123-ア-82～84	山林	0.2472	0.57	ヒノキ	65						
8	亀山市関町市瀬字古田	151		山林	0.0555									
			以下余白											

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　　5-32	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町坂下字古町	540-1	2118-ア-32	山林	0.1072	0.09	ヒノキ	71	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積(ha)		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	亀山市関町坂下字古町	540-1	2118-ア-32	山林	0.1072	0.09	ヒノキ	71					
			以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)　　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　　住　所

氏　名

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　　5-33	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字芝鼻	55-1	2122-ア-58	保安林	0.1264	0.21	ヒノキ	61	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　　5-34	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字上新田	133	2124-ア-1～6	山林	2.5388	3.19	スギ・ヒノキ	66	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-35	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字冨塚	621-5	2065-ア-24・25	山林	0.2598	2.97	スギ・ヒノキ	72	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬字冨塚	621-6		山林	0.8251									
3	亀山市関町市瀬字冨塚	621-7		山林	0.2598									
				以下余白										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　　5-36	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字東焼地蔵	105-2	2122-ア-23	山林	0.1123	0.31	スギ・ヒノキ	66	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-37	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字野々畑ヶ谷	815-11	2069-ア-5	山林	0.0545	0.74	ヒノキ	73	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。実測面積については5-37～5-41を合算して記載している。
			以下余白			面積については5-37～5-41を合算して記載								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
				以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-38	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字野々畑ヶ谷	815-14	2069-ア-7	山林	0.0419	0.74	スギ	68	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。実測面積については5-37～5-41を合算して記載している。
			以下余白			面積については5-37～5-41を合算して記載								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-39	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字野々畑ヶ谷	815-10	2069-ア-6	山林	0.0416	0.74	スギ・ヒノキ	69	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。実測面積については5-37～5-41を合算して記載している。
			以下余白			面積については5-37～5-41を合算して記載								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-40	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字野々畑ヶ谷	815-9	2069-ア-8	山林	0.0271	0.74	スギ	68	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。実測面積については5-37～5-41を合算して記載している。
						面積については5-37～5-41を合算して記載								

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-41	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字野々畑ヶ谷	815-12	2069-ア-4	山林	0.0274	0.74	ヒノキ	73	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。実測面積については5-37～5-41を合算して記載している。
			以下余白			面積については5-37～5-41を合算して記載								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-42	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字西沖	297-1	2067-ア-16	山林	0.1887	0.4	スギ・ヒノキ	63	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-43	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字野々谷	735-5	2068-ア-31	山林	0.4532	0.62	ヒノキ	70	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　　5-44	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字古田	146	2123-ア-73	山林	0.3173	0.31	ヒノキ	65	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-45	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字古田	143	2123-ア-80・81	山林	0.2707	0.41	ヒノキ	68	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-46	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字上新田	130	2124-ア-7	山林	1.2892	0.92	スギ・ヒノキ	62	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-47	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町坂下字兵治尾	651-3	2118-ア-1.2	山林	0.6692	0.71	ヒノキ	58	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積(ha)		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	亀山市関町坂下字兵治尾	651-3	2118-ア-1.2	山林	0.6692	0.71	ヒノキ	58					
			以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)　　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　　住　所

氏　名

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-48	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字古田	136	2123-ア-77・78	山林	1.6714	4.84	スギ・ヒノキ	64	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬字古田	137		山林	0.0492									
3	亀山市関町市瀬字古田	138		山林	0.1788									
			以下余白											

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-49	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字権現沖	231-6	2067-ア-47・48	山林	0.2479	0.65	スギ・ヒノキ	70	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-50	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町坂下字河原ヶ谷	184-2	2120-ア-57	山林	0.0928	0.07	スギ・ヒノキ	71	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-51	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字古田	156	2123-ア-69	山林	0.2664	0.35	ヒノキ	60	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
					以下余白									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-52	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市加太北在家字吹込谷	6199	2049-ア-36	保安林	0.2912	0.25	スギ・ヒノキ	68	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-53	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市加太北在家字岨谷	5743	2049-ア-39	保安林	0.2565	0.91	スギ・ヒノキ	83	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市加太北在家字岨谷	5744		保安林	0.2578									

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-54	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市加太北在家字山ノ神谷	5729-1	2050-ア-45	山林	0.2479	1.36	スギ・ヒノキ	64	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-55	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市加太北在家字山ノ神谷	5735-2	2050-ア-38・39	山林	0.4899	0.85	スギ・ヒノキ	93	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-56	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字西沖	294	2067-ア-18	山林	0.476	1.01	スギ・ヒノキ	80	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-57	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字古田	199-2	2067-ア-55	山林	0.0595	0.48	スギ・ヒノキ	72	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬字古田	199-4		山林	0.0697									

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
					以下余白							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-58	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字野々畑ヶ谷	815-3	2069-ア-9	山林	0.1147	0.48	スギ	66	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬字権現沖	231-1	2067-ア-50～52	山林	0.4958	1.7	スギ・ヒノキ	86						
3	亀山市関町市瀬字権現沖	231-2		山林	0.4958									
			以下余白											

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-59	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町坂下字野々谷	702-2	2113-ア-27・28	山林	0.6214	0.62	スギ・ヒノキ	70	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-60	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字芝鼻	83	2122-ア-39・40	山林	0.1252	0.24	ヒノキ	65	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町沓掛字芝鼻	84-1		山林	0.0785									
					以下余白									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-61	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町市瀬字上新田	129	2124-ア-7～10	山林	0.9454	2.00	スギ・ヒノキ	62	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町市瀬字上新田	129-1		山林	0.8627									

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-62	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市加太北在家字岨谷	5741	2049-ア-44	保安林	0.228	1.81	スギ・ヒノキ	71	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市加太北在家字岨谷	5741-1		保安林	0.2975									

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-63	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市加太北在家字岨谷	5746	2049-ア-46	保安林	0.238	2.8	スギ・ヒノキ	62	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市加太北在家字岨谷	5746-1		保安林	0.0991									
3	亀山市加太北在家字岨谷	5748		保安林	0.1388									
4	亀山市加太北在家字岨谷	5749		保安林	0.4958									
			以下余白											

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
			以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-64	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市加太北在家字山ノ神谷	5729-3	2050-ア-46	山林	0.4214	0.94	スギ・ヒノキ	70	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-65	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市加太北在家字山ノ神谷	5729-2	2050-ア-43・44	山林	0.2479	1.01	スギ・ヒノキ	86	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-66	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市関町沓掛字安間平	764	2067-ア-72・73	保安林	0.2975	1.6	スギ・ヒノキ	59	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市関町沓掛字口洗場	141-1	2121-ア-58・59	保安林	0.3312	0.96	スギ・ヒノキ	61						
3	亀山市関町沓掛字東焼地蔵	94-1	2122-ア-32	山林	0.1948	0.59	ヒノキ	118						
4	亀山市関町沓掛字村の東	10-3	2123-ア-31～33	山林	2.0925	6.92	ヒノキ	43						
				以下余白										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
				以下余白								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集　5-67	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　亀山市長　櫻井　義之	（所在地）　亀山市本丸町577番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）		現況樹種	現況林齢						
1	亀山市加太北在家字皿山	6501-4	2049-ア-42	山林	0.1338	3.74	スギ・ヒノキ	59	公告日から	20年 令和26年3月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、亀山市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	亀山市加太北在家字皿山	6501-5		山林	0.1338									
3	亀山市加太北在家字皿山	6501-7		山林	0.195									
			以下余白											

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

以下余白

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　所　亀山市本丸町577番地

氏　名　亀山市長　櫻井　義之

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　　住　所

氏　名

（記載注意）

（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)（A）欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

（2）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（1）、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（8）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙（経営管理実施権が設定された時には、経営管理実施権者）が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（9）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（10）損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

（11）経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

（12）甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

（13）経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。

なお、乙は経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

（14）その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。